

土地及び建物売却公告

島根県では、出雲市知井宮町にある島根県の土地及び建物を、一般競争入札により売却することとしました。購入を希望される方は、下記事項を参考の上ご参加ください。

なお、入札に参加される方は、この公告並びにこの公告に記載し所定の場所に備え付ける物件概要、入札参加案内（契約条項等を含む。）及び物件状況確認書（告知書）に記載する事項を承知及び承諾のうえ参加するものと見なしますので、ご留意ください。

令和6年7月4日

島根県知事 丸山 達也

記

1 売払物件の表示等

(1) 物件名 元出雲警察署神門駐在所

【土地】

区分	地目	所在地	面積（公簿・実測）
土地	宅地	出雲市知井宮町字東原708番	333.19㎡

【建物】

所在	種類	構造	延床面積（公簿）
出雲市知井宮町字東原708番地	警察官駐在所	木造瓦葺2階建	143.33㎡
	物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	3.64㎡
	物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	3.64㎡
	自転車置場	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	5.46㎡

(2) 物件概要 下記11の場所に備え付ける物件概要に記載する。

入札参加の検討にあたって、物件について調査を希望される方は、物件概要及び入札参加案内をご覧ください。

(3) 物件の状況 下記11の場所に備え付ける物件状況確認書（告知書）のとおり。

なお、落札者には、契約に先立って物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

2 予定価格（最低入札価格） 金5,470,000円

3 入札事前説明会

入札参加を希望される方はご参加ください。

物件について説明のうえ、物件状況確認書（告知書）により物件状況の告知を行います。（落札者には、契約に先立って物件状況確認書（告知書）に当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要がありますので、ご参加ください。）

あわせて、入札及び契約に関する説明を行います。

(1) 日時 令和6年8月1日（木）14時00分から

(2) 場所 現地（現地で説明後会議室（出雲市芦渡町2440番地 島根県農業技術センター中会議室）へ移動します）

※入札事前説明会に参加される場合、令和6年7月30日（火）までに島根県総務部管財課未利用財産活用スタッフ（TEL 0852-22-5048）まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで現地にて事前説明を実施します。

※入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

4 入札参加申込

入札参加を希望される方は、必ず参加申込を行ってください。

(1) 申込期限 令和6年8月21日（水）17時15分（必着）までに以下の書類を提出してください。

①入札参加申込書

②身分証明書（法人の場合は現在事項全部証明書）

③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金がない旨の証明書」

④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書（その3）」

⑤入札参加資格に関する誓約書

(2) 申込先 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ

5 入札及び開札

(1) 日時 令和6年8月29日（木）10時30分から

但し、入札保証金の収受がありますので、上記日時の30分前に会場へお越しください。

(2) 場所 出雲市大津町1139番地 出雲合同庁舎602会議室

(3) 落札者の決定 入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

(4) 注意事項 郵便による入札はできません。

6 入札に参加できない者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 島根県税について未納の徴収金がある者
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体
- (8) 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

7 無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第63条の各号に該当する入札

8 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の現金、または銀行が振出し、若しくは支払保証をした小切手を、入札当日の入札開始前に納付または提供してください。
- (2) 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が契約を締結しない場合は返還しません。
- (3) 落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の現金を契約前に納付してください。（契約保証金は売買代金の一部に充当します。）

10 その他入札及び契約等については、下記11の場所に備え付ける入札参加案内に記載する。

11 物件概要、入札参加案内（契約条項等を含む。）及び物件状況確認書（告知書）を備え付ける場所

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ（TEL 0852-22-5048）

出雲市大津町1139番地 島根県東部県民センター出雲事務所（TEL 0853-30-5509）

（なお、この公告に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。（島根県ホームページ＞入札情報＞管財課））
（以下余白）